

第2回香南市農業委員会議事録（令和3年2月）

1. 開催日時 令和3年3月1日（月） 午後1時46分から午後3時26分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（35人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（16人）

1番小松英介、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田恭二、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、19番高倉 享

4. 欠席委員

（推進委員）2番松山 好、8番岩川 寛、18番杉村敬介

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 14番石丸典男 15番松村一恵

（3）議 事

議案第1号	農業振興地域整備計画の変更について（審議）
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明について
議案第5号	農地法第18条の規定による合意解約について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他の件	①相続税の納税猶予に係る適格証明について ②農地あっせん申し出について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長	中邑 彰彦
農業委員会事務局主任	宇田 道太郎
農業委員会事務局主事	刈谷 弘法
農林水産課係長	寺田 大介
教育委員会こども課課長	前川 浩文

7. 会議の概要

議長 ただ今から第2回香南市農業委員会を開催致します。
弥生3月、春本番の季節へとなってきました。虫も穴から出る啓蟄の候となり、
なにかと農作業も忙しい中、人・農地プラン原案策定の話し合いへのご協力、ご
苦労様でございました。先月、無事終わる事ができましたが、4月からはプラン
の実行に向けまして、引き続き積極的な活動をお願いしたいと思っておりますの
で、よろしくお願いいたします。
最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 13時46分)

事務局 本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定に
より、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは推進委員2番、8番、18番です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。14番石丸委員、15
番松村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。
なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の
ため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお
願いします。

議長 それでは、議案第1号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたしま
す。
農林水産課事務局より説明をお願いします。

農林水産課 香南市農業振興地域整備計画の変更につきまして説明させていただきます。事
前にお配りしています資料に基づいて説明させていただきます。
今回、農用地区域からの除外案件が1件となっております。
一昨年12月及び昨年6月の当委員会にて協議しました、香南市が建設を予定
している児童福祉施設用地について、当該土地を追加除外申請をするものです。
農地区分は、その他の第2種農地に該当します。変更面積は771㎡です。除外
の5要件についても、すべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。
資料としまして現地写真及び土地利用計画図を添付しておりますので、ご確認を
お願いいたします。

議長 農林水産課の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
申請協議のありました、農業振興地域農用地区域からの除外案件について、お
諮りします。
除外案件1件承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手により本案件は承認されました。

議長 続きまして、議案第２号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限により７番の案件についてを先に審議します。１７番委員は退席をしてください。

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第３条の規定による許可申請につきまして、受付番号７番の説明を先にします。
申請地は香我美町徳王子字潯標１７４４番２、地目は田、面積は８５１㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば６番農業委員さんお願いします。

６番 別段ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、３条７番採決にはいります。

議長 農地法第３条、１件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に決定いたします。

議長 １７番委員に入室するように言ってください。

議長 引き続きまして、残りの案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、受付番号１番の説明をします。
申請地は野市町東野字レノ丸２８７番、地目は田、面積１,１３７㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば１３番農業委員さんお願いします。

１３番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号２番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字二和城７６９番１外２筆、地目は畑、面積は１,５２６㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。
譲受人は農地付き空家バンクの制度を利用する者です。香南市では、農地を取

得するためには、取得する農地も含めて40アール以上の面積が必要になりますが、農地付き空家バンクの制度を利用する場合、1アールで農地を取得することができます。また、農地付き空家バンクに付随する農地については、事前に農業委員会で地番指定を行っており、今回の地番については令和3年1月4日の農業委員会で地番指定をおこなっております。今回取得される農地の面積は1アール以上であり、農地法3条第2項第5号に定められております下限面積要件はクリアしております。その他、農地法3条第2項各号につきましても、お手元に配布しています調査書の内容どおり許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号3番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字福龍寺1350番1外2筆、地目は畑、面積は449㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 事務局と現地へ行きまして、確認をしてきました。問題はないと思います。

事務局 続きまして、受付番号4番の説明を致します。

申請地は夜須町手結山字杉ナヤ895番1、地目は畑、面積は1,106㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 説明のとおり問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号5番の説明を致します。

申請地は野市町東野字子ノ丸2420番1、地目は田、面積は1,864㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号6番の説明を致します。

申請地は野市町大谷字佐古田618番3、地目は田、面積は721㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配

布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号8番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字西ノカイチ920番10外1筆、地目は田及び畑、面積は1,343㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号9番の説明を致します。

申請地は野市町中ノ村字上貝副888番1外1筆、地目は田及び畑、面積は507㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 隣接地も譲受人が耕作しており、今までも耕作しておりますので問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。

14番 3条2ですが、先程事務局から説明がありましたが、空き家バンクを活用した移住者という方で、1アール以上で取得できるということで売買ですが、6年程前に長野県で農業をしていたということで、こちらで移住するというのですが、売買の面積も気になりますし、他でも借りて栽培するという説明がありましたけど、6年間長野でやってきて、何故こちらへ来たか経緯などわかりますか。

事務局 直接、ご本人から聞いた話ではないですが、向こうでやられてて、どういう思いがあったかは知りませんが、お遍路でこちらに来たときに、香南市の方とお知り合いになって、そこで付き合いができて、ここで移住を決めたという風に聞いております。

議長 他にございませんか。
ないようでしたら採決に入ります。3条8件許可に賛成の方は、挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に決定いたします。

議長

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号6番の説明を致します。

申請地は、野市町深淵字ツノ丸952番外7筆、地目は田、面積は合計で4,193㎡です。

位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページから4ページをご覧ください。ここで、位置図及び配置図の2ページ目につきましては、本日お配りしております資料の内、左上に「差し替え資料」と記載された図面が最新のものでありますので、こちらに訂正頂きますようお願いいたします。

賃借人は株式会社 轟組で、南国安芸道路工事のための土砂仮置き場として1年間の一時転用を行うものです。なお、申請地南側には14筆の雑種地および宅地があり、この土地も本件と一体的に利用する計画で、一体利用地を含む全体面積10,992㎡です。

なお、申請地の8筆を含む全9筆の農地が、平成30年4月28日付で「営農型太陽光発電設備用地」として農地法第5条の一時転用許可申請書が提出され、平成30年6月1日開催の香南市農業委員会総会を通過後、現在まで高知県農業基盤課にて審査中でしたが、本件の申請にあたり、当時の一時転用申請については事務局へ取り下げ願が提出されておりますので、合わせてご報告いたします。

周囲の状況は、東は賃貸人所有の田と同意のある田、および北東は同意の無い田、957番です。西は宅地、南は一体利用地である雑種地、北は同意のある田です。

なお、北東の同意の無い田、957番については位置図及び配置図3ページのとおり隣地同意経緯書と被害防除計画書が提出されております。

農振・農用地区域内の農地ですが、一時転用のため除外申請は必要ありません。

現状地盤への造成と整地は行わず現状のまま使用しますが、位置図及び配置図2ページの土地利用計画図のとおり、仮置き用の土砂を縦69.8m×横27.7m×高さ4mおよび縦47.6m×横45m×高さ4mに渡って盛土を行います。

排水につきましては、生活雑排水は無く、雨水は全面自然浸透の計画です。なお、地元の排水同意につきましては、隣接する青線等の地元管理者を申請者側で調査したものの不明であったため、排水同意書は添付されていません。

南側の一体利用地と申請地内西側との間には、国土交通省名義の公衆用道路及び現況の無い用悪水路があります。この2筆の管理は香南市建設課がおこなっておりますが、この部分に対する盛土はしない計画であり、横断・通行については特段の許可申請が不要であることを香南市建設課へ確認済みです。

南側一体利用地の使用につきましては、一体利用地の所有者である株式会社UTと、賃借人である轟組とで賃貸借契約を結んでおります。

また、賃借人である轟組は、本日お配りしております資料のうち、左上に追加資料と記載しました始末書のとおり野市町西野字ニノ丸388番1外2筆の合計約4,500㎡において、本件と同様の用途で現在違反転用中です。一時転用には許可が必要であることを農業委員会事務局で確認した上で、許可申請が必要であることを知りながら違反転用をおこなっているものです。農業委員会事務局と高知県農業基盤課からの指導により一時作業は中断しておりますが、転用許可申請

はまだ提出されておられません。したがって、農業委員会での検討事項の一つである転用者に対する資力および信用があるとは言えません。そのため、本件については農業委員会でも十分にご審議頂きますよう、よろしくお願いいたします。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

- 18番 始末書が出ておりますけれども、一時転用の許可を受けないところで、既に仮置きをしているということで、現地を見てきましたが、ほぼ全面に仮置きをしています。そういう状況がありながら、一方で許可申請を出してくるというのは、矛盾をしていると思います。そういうことで、この始末書が書かれたと思いますが、違法に転用されているところの是正を行っていくと共にと書かれていますが、是正するというのは、農地に返すか、後付けになりますが一時転用の申請を出して、農業委員会で審査して認めるかのどちらかだろうと思います。多分工事をやり直すことはできないでしょうから、一時転用の申請が出てくると思います。今回出されている案件を先に審査をすると、違法状態を知っていて農業委員会が許可相当ということになりますので、西野の方を先に審査して認められた後に、今回の案件を審査するべきだと思います。土砂については発生が県の工事で、流用が国の工事という事で、非常に法令遵守が求められる。それにこの会社も今もやっているかもしれませんが、県の建設業協会の会長もやっていたところです。それで今、この状態になっているのはおかしいので、先に始末書にある案件を申請してもらって、審議していくのが適当でないかと思います。

議長 先に7番以降を説明してください。

事務局 続きまして、受付番号7番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ホノ丸1502番1、地目は田、面積は246㎡です。位置図及び配置図は4ページから6ページ、現況写真は5ページ・6ページをご覧ください。

申請地はポリテクカレッジ高知の北西約350mに位置し、譲受人が自己住宅および貸し駐車場3台分を設置するものです。

周囲の状況は、東は青線を挟み同意のある田および雑種地、西は道路、香南市認定農道を挟み宅地、南は宅地、北は譲渡人所有の田および同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては盛土等を行わず、現況を整地し、砕石敷きとする計画です。

排水につきましては、位置図および配置図6ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の青線へ排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は敷地内東面は東側の青線へ排水、敷地内西面は既設排水管を経由して西側道路対面の側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、東側青線への排水管の接続については香南市住宅管財課より許可済み。また、申請地西側の既設管を通して道路側溝へ雨水の一部を排水することについては、特段の許可申請等が不要であることを香南市建設課へ確認済みです。

なお、申請地内の西側の一部が既に駐車場として転用されていることについては申請者より始末書が添付されております。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号8番の説明を致します。
申請地は、赤岡町字中浜ノ東706番8、地目は畑、面積は659㎡です。
位置図及び配置図は7ページから11ページ、現況写真は7ページと8ページをご覧ください。
申請地は土佐くろしお鉄道赤岡駅の東約430mに位置し、賃借人が資材置場を設置するものです。
周囲の状況は、東は赤線を挟み宅地、西は同意のある畑、北は香南市道を挟み墓地・宅地および同意のある畑、南は雑種地・墓地および706番2の同意の無い畑です。
この706番2の同意の無い畑については、現況写真8ページの写真で、緑色の点線で示したとおり、現地は山林状態となっておりますが、位置図及び配置図9ページと10ページのとおり、被害防除計画書および日影図も提出されております。後でご説明しますとおり、雨水は自然浸透であること、また、敷地内に設置する碎石および砂山の日影図を考慮しても営農に対する日照・通風への影響は無いと判断いたします。
なお、現況写真7ページの上段の航空写真には、申請地北側にオレンジ色で囲って915番1の同意の無い畑と記載し、位置図及び配置図11ページにも被害防除計画書を掲載しておりますが、この畑につきましては、令和3年2月24日時点で同意書が追加で提出されており、現在は同意済みとなっておりますので、この場で訂正いたします。よろしく願いいたします。
申請地の農地の区分としては、「赤岡駅から概ね500m以内にある農地」で第2種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、切土・盛土はなく、現況高での整地のみで表面は土のまま使用します。
排水につきましては、雨水のみで、現状と同じく全て自然浸透の計画です。
進入路は東側の赤線から進入しますが、現状のまま出入りが可能であり新たな工事等は発生しません。
補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 先程、事務局が説明したとおり問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号9番の説明を致します。
申請地は、野市町土居字次良三郎邸1185番4、地目は田、面積は253㎡です。
位置図及び配置図は12ページから14ページ、現況写真は9ページ・10ページをご覧ください。
申請地は野市町土居の野市東部老人憩の家の南南西約550m、立山神社のすぐ南側に位置し、借人が自己住宅を建築するものです。
周囲の状況は、東と南は貸人所有の田、西は香南市道を挟み宅地、北は香南市道を挟み境内地です。
農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農

地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては約45センチ嵩上げを行い、全体を砕石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、位置図および配置図14ページのとおり、生活雑排水は北側市道に埋設された公共下水道管へ接続して処理。雨水は西側市道の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側市道側溝への排水管接続については香南市建設課より許可済み。公共下水道への接続については香南市上下水道課と事前協議済みです。

補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 説明どおり、西側北側は宅地であり、第1種農地ですが東部自動車道で分断されており問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号10番の説明を致します。

申請地は、赤岡町字坂分四ノ丸186番3および186番4、地目は畑、合計面積は192㎡です。

位置図及び配置図は15ページと16ページ、現況写真は11ページと12ページをご覧ください。

申請地は香南市役所赤岡支所の西約170mに位置し、譲受人が、「自宅の増築」および「駐車場の設置」を行うものです。

ただし、現況写真11ページの航空写真および写真①や現況写真12ページの写真③のとおり、申請地のうち186番4への自宅の増築については平成26年に既に建築済みであるため、始末書が提出されております。

なお、一体利用地である東側の母屋や南東の農業用倉庫などを含んだ一体利用地としての面積は合計で675.29㎡であり、500㎡を超えておりますが、譲受人は農家であるため、転用時の農家用住宅の上限面積である1000㎡未満ですので、計画面積についても妥当と判断いたします。

周囲の状況は、東・西・南・北、全て宅地または香南市道を挟み宅地です。

農地の区分としては、香南市役所赤岡支所から概ね300m以内にある農地で第3種農地に該当すると判断します。

造成工事は行わず、駐車場部分は全面砂利敷きとします。

排水につきましては、駐車場部分は雨水のみで全て自然浸透です。

自宅増築部分の排水につきましては、位置図及び配置図16ページのとおり、雨水は北側の市道側溝へ排水し、生活雑排水は東側母屋のある186番5の宅地の合併浄化槽を経由して東側の市道側溝へ排水しますが、いずれも既設です。

補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 事務局が説明したように問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号11番の説明を致します。

申請地は、香我美町徳王子字胡蝶2659番1、地目は田、面積は902㎡です。

位置図及び配置図は17ページと18ページ、現況写真は13ページから15

ページをご覧ください。

申請地は徳王子公民館から直線距離で北東約 5 5 0 m に位置し、借人が農作業場兼倉庫を建築するものです。

周囲の状況は、東は貸人所有の田および畑、西は香南市道を挟み同意のある田、北は貸人所有の田および原野、南は青線を挟み雑種地・公衆用道路・および 2 6 5 8 番の登記地目上は田ですが、この田については、現況写真 1 5 ページの写真⑤に示したとおり、現況が道路敷き、もしくは道路の法面にあたるとみられ、営農への影響は無いと判断いたします。

農地の区分としては、「甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第 2 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、申請地内西側には擁壁工事をし、申請地の土が西側市道側溝へ流れ込まないようにしますが、他は現状高のままで、碎石敷きで整地します。

排水につきましては、生活雑排水はなく雨水のみで、位置図および配置図 1 8 ページのとおり自然浸透、および溢れる分は申請地内西側の新設擁壁に排水管を設置して西側の市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側の市道側溝への雨水の排水については、排水管は個人地内の新設擁壁へ設置するものであり、市道側溝への新たな工事はありません。また西側市道からの進入路も既設の床版があるため新たな工事はありません。

補足説明があれば 6 番農業委員さんお願いします。

6 番 事務局の説明どおりで問題ございません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、6 番の案件について十分な審議をいただきたいとの説明がありましたので、6 番の案件についてを先に審議します。
補足説明があれば事務局より説明願います。

事務局 先程お話したとおりです。野市町西野の案件で賃借人が違反転用状態でありますので、それをふまえて十分ご協議をお願いします。

議長 5 条 6 番の案件について、何か質問はございませんか。

1 6 番 この西野の土地は私の土地でして、経過と現状を説明いたします。
1 1 月に一時転用の話がありまして、業者は事務局で話を聞いております。ところが、土を入れたので、1 2 月に転用に向けて動いておりました、ところが、3 筆ある内の 1 筆が法務局の公図と現況が違っていました。1 月の申請に向けて、2 筆を先行で申請し、あとの 1 筆は公図の訂正ができてからの申請の方向でしたが、県の方から元に戻すか、全部一体で申請するかどちらかと言われて、現在動いています。隣地の立会をするのですが、県外の方で 3 月 1 5 日に立会する予定になっています。隣地の確認が取れば地図訂正ができるので、それで現在動いています。みっともない話ですが、そういう状況になっています。

議長 他に質問はございませんか。

- 1 番 始末書の案件ですが、これは工事は終わっているのでしょうか。
- 事務局 許可の前に作業をしておりましたので、今は中断させております。
この状態で業者から県と市に説明を求め、今後の方向については、16番委員から説明があったとおりで進捗はしているようですが、本申請には至っておりません。18番委員からもありましたとおりで、まずは今の違反状態を解消しないと、それを飛ばして今回の申請を通すのは難しいという意見です。
- 16番 作業は止まっています。
- 1 番 この始末書は止まっている状態で、5条6番の案件を今、先に工事しているということですか。
- 事務局 今回申請のところは先に工事している訳ではありません。
- 11番 残土置き場は2箇所あるということ。今回の所と始末書に書いてあるところと2箇所という事。
- 事務局 西野の違反状態にある現場と今回の申請と2箇所という事です。
- 11番 今回の転用しようとする土地より先に残土を入れていると、そこを先に処理するかどうかを決めないといけないという事。
- 事務局 委員のおっしゃるとおりです。今違反状態の所に正しい対処法をしない限り、今回の申請を認める事にはなりませんので、農業委員会の意見としては、資力及び信用があるとは言えないため、不許可相当といった意見をつけるのが妥当ではないかと思えます。
- 7番 5条のこの8筆ですが、少し理解に苦しむのですが、8筆の内、図の何処を埋めるのかわかりにくいですが。
- 事務局 現況写真の1ページを見ていただいて、今回申請が出ているのは赤色で示してある所です。
- 1 番 いう事が間違っていたら指摘してください。1ページ目の緑の所は以前、太陽光が出ていたところではないですか。
- 事務局 緑と言われたのは位置図の事だと思いますが、太陽光がでていたのは赤で囲った箇所と東側の農地で、それについては取下げが出ています。
- 14番 現状を見ていないので、わかりにくい所はありますが、2ページの写真①②③の採石を置いてあるところが始末書案件ですか。
- 事務局 始末書はこことは別の所です。写真の土が盛られているのは、写真1ページの青で囲んでるのは、農地ではない土地ですので、既に土が置かれております。

- 1 2 番 今、4反4畝くらい残土を置いている違反転用であるが、法人である。個人で始末書を提出して許可を認めることはあるが、建設業関係の役員もしていた会社がどうしてこんなことになるか。契約とかもしていると思うが、意図的にやっているとも感じられるが、常識的には考えられない。
- 事務局 少し補足をしますと、後で付けさせてもらっている始末書は、今回の申請地の事を言ってるのではなく、別の土地に違反状態がある事を示しているものです。
- 3 番 さっき説明があったように、今度にかかるように手続きをしているのでしょう。それが通ったら、今回のを認めるという事でよいのでは。
- 6 番 1 6 番委員に少し伺いたいですが、ニノ丸は所有地ですよ。準備が整ったら転用申請されるわけですよ。それがいつ頃になるのですか。
- 1 6 番 隣地との立会を3月15日に予定しています。10日には間に合いませんが。
- 6 番 4月以降の申請ということで、その話が見つからないと今回の件については無理でしょう。
- 事務局 少し整理させていただきます。始末書に出ている地番は、今回申請が出ている土地ではなく、それ以前に違反状態にある土地であり、本件の申請者と同一の業者です。今回新たに別の土地が出てきて事務局も県と協議をして片方で違反転用があり、その処理ができていない状態で県の方も許可するのは難しいという事ですが、当農業委員会として、先程も説明しましたように信用の部分で意見書としては不許可相当というのが通常ですが、皆様にご審議いただきたいという事です。
- 議長 休憩します。
(休憩 1 4 時 4 6 分)
- 議長 再開します
(再開 1 5 時 7 分)
- 議長 5条6番、採決を取ります。1件許可に同意の方は挙手願います。
手を下ろしてください。
次に、許可に同意しない方は挙手願います。
- 議長 全員挙手により許可に同意しないという事で、不許可に同意という事で、意見書を付けまして、知事に送付いたします。
- 議長 引続き、残りの5条5件につきまして審議します。
何か質問はございませんか。
- 1 4 番 先程の件ですけど、通らないという事になりましたが、始末書案件でどうなり

ますか。やり直すとなると、今の土を除けて、元に戻すという事になるのですか。

事務局 西野の違反転用の案件につきましては、始末書も通常のものより詳しく経緯等わかるものを付けて、適正に許可を取る形になります。

14番 農業委員会にかかるという事ですか。

事務局 そうです。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようですので、5条5件、許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に同意し、意見書を付けまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。議案書は10ページをご覧ください。

受付番号5番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字へノ丸1156番3、地目は田、面積は39㎡です。

位置図は19ページ、現況写真は16ページをご覧ください。

申請地は、少なくとも昭和の時代から道路として使用されて現在に至ります。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 説明どおりで問題ないと思います

事務局 続きまして受付番号6番の説明を致します。

申請地は、夜須町西山字ハツ子1597番7、地目は田、面積は57㎡です。

位置図は20ページ、現況写真は17ページをご覧ください。

申請地は名義人の父親が昭和60年頃に隣の宅地に鉄骨造の倉庫を建築し、現在もその建物の敷地の一部となっております。

補足説明があれば19番農業委員の恒石会長、お願いします。

19番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして受付番号7番の説明を致します。

申請地は、赤岡町字北ワイタ1522番3、地目は田、面積は110㎡です。

位置図は21ページ、現況写真は18ページをご覧ください。

申請者の祖父が生前の昭和40年頃よりカワクボ製作所へ倉庫建築用地として土地を賃貸して現在に至ります。

補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号8番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字チノ丸740番、地目は田、面積は436㎡です。
位置図は22ページ、現況写真は19ページをご覧ください。
申請地は昭和47年頃、申請地を含み連なった土地を、親族3名が取得し、東側に隣接する農道を拡張して住宅を建築する計画で農地法第5条の転用許可も得ていましたが、その後、農道を拡張するに至らず建築ができなかったため、現在は耕作が放棄された荒地となっています。
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして受付番号9番の説明を致します。
申請地は、野市町下井字594番、地目は田、面積は462㎡です。
位置図は23ページ、現況写真は20ページと21ページをご覧ください。
申請地は、平成12年1月に東側にある「ファッションセンターしまむら」の新店舗事業の際に、現在の事業地に元々あった「昭和59年建築の倉庫」を移転しました。それに伴い倉庫北側は申請者が現在も経営する共同住宅の車両置場として使用し、倉庫の西側及び南側は資材置場や物置・駐車場として使用され現在に至ります。
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 事務局の方から説明がありました。問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号10番の説明を致します。
申請地は、夜須町手結山字御山田1236番、地目は畑、面積は284㎡です。
位置図は24ページ、現況写真は22ページをご覧ください。
申請地は大正時代以前より耕作しておらず山林化し、また一部は墓地となって現在に至ります。
補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明6件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号6番の説明を致します。

申請地は野市町東野字ソノ丸1008番1外4筆、地目は田、面積は4,243㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。賃借人が立ち上げた株式会社が借りることになるとのことです。

続きまして、受付番号7番の説明を致します。

申請地は野市町深淵字本田1194番2外2筆、地目は田、面積5,547㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について2件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定29件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について4件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①納税猶予関係証明の発行について事務局より説明をお願いします。

事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、今回1件提出があり、申請人の農地は適切に耕作されておりました。申請人が相続税の納税猶予を受けるための適格者であることを証明しています。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして、②農地のあっせん申し出について、売渡1件、事務局より説明願います。

事務局 売渡が1件出ております。場所は香我美町口西川で、あぐりの里の周辺になります。また情報がありましたら、事務局までお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

事務局 皆様のお手元に、令和3年度の農業委員会日程をお配りしております。改選があります。農業委員は後日ご通知をしますが5月6日に臨時総会を開催することにしていきます。辞令の交付式もあり、いろんな事を決める事になりますので、9時30分から予定しています。推進委員の委嘱式もあります。前回は昼をまたいでやっておりますので、一日かかるとおいてください。

 それともう一点、別紙1とある資料、令和2年度第16回女性の農業委員会活動推進シンポジウム開催要領をお配りしております。松村委員から提案がありまして、この日にYouTubeで配信されるということで、講演の中身が人・農地プランの実質化に関する事があるので、皆さんで見えたらという事で提案いただいて、オンラインの使える会議室の予定を見ましたが、空いてませんでしたので、一緒に見ていただくことができませんが、こういう事をやっていますので、PCとか見える環境にある方は配信されますので見ていただけたらと思います。アドレスについては農業会議に聞いたら、まだ送られてないようで、興味のある方は農業会議の方へお問い合わせいただければと思います。こちらにも情報入れてもらいますので、教えることはできると思います。

議長 何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第2回の香南市農業委員会を終了したいと思います。
 なお、次回の農業委員会は、4月2日(金)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 15時26分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長